

東北大学大学院法学研究科・法学部

外部評価（第三者評価）委員会

[平成 26 年度]

評価結果

(前注)

東北大学大学院法学研究科・法学部の外部評価（第三者評価）は、東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規（後掲・資料）第2条

「①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。」

をふまえ、同研究科・同学部の今後の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、あらかじめ同研究科・同学部から委嘱を受けた外部評価委員（後掲・資料）が、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会（平成27〔2015〕年2月6日15:30から17:00まで、東北大学エクステンション棟会議室にて開催）における意見交換などを経て、まとめられたものである。

とりまとめに際しては、東北大学大学院法学研究科・法学部の評価改善委員会において原案（外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部評価委員に必要な応じて修正をお願いした上で評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

東北大学大学院法学研究科・法学部 評価改善委員会

Ⅱ 大学院法学研究科 総合法制専攻
(法科大学院)

評価項目 1. 教育目的と特徴
(大変良い：1名、良い：1名、特に問題はない：1名)

【評価すべき点】

- 教育目的として措定された6つの資質・能力は極めて適切なものと言える。
特に、「問題を発見する能力」、「広い視野から多様な視点を設定して具体的な問題について考察する能力」はわが国の知的エリート（優れた法曹）に最も求められている資質である。
また貴法科大学院は、法理論的基礎の確実な修得を法律実務家の重点課題としており、教育姿勢として高く評価できる。
- 「優れた法曹」を養成することを基本的な教育目的としている。「優れた法曹」の要素は、日弁連法務研究財団の2つのマインド7つのスキルに対応するもので、おおむね妥当である。
特徴の①に法理論的基礎の確実な習得を挙げたことは伝統のある大学の法科大学院として非常によい。
②の紛争解決については司法試験と続く司法研修教育が裁判官教育である現状からは致し方ないが、紛争予防や弱者の権利保護や社会システムの公正・公平な運営など、法曹の多くの機能が忘れられていることは残念である。この観点から④は大変よい。

【今後の課題等】

- ⑥については一般的なノブレス・オブリージを掲げるのではなく、法曹の存在意義や法曹としての価値観や責務を自覚させるべきと思われる。
- 法科大学院発足時の理念そのものであろうが、現時の法科大学院を取り巻く状況を考えるとこの形で堅持できるであろうか。教育目的の②⑥など、やはり合格者をださなければならないという有形無形のプレッシャーのもとで大学院教育のキャパシティを超えるものではないかという疑問なしとしない。

評価項目 2. 教育の実施体制
(大変良い：2名、特に問題はない：1名)

【評価すべき点】

- 教員配置については、44名の専任教員がバランスよく配置されており、実務教員の質量も充実している。

○ 教員配置については、刑訴が全国的に教員数の少ない中で頑張っている。教員のジェンダー・バランスはすばらしい。

専任教員の質が大変高い。若い優秀な准教授陣の層が厚いことは非常に良い。

【今後の課題等】

○ 「資料1-1-1：学生定員と現員」をみると、1年次生、2年次生、3年次生ともに定員を大幅に下回っており、ここに現在の法科大学院が抱える問題が凝縮されているように思える。26年度入学者から実施されている定員50名削減および併願制導入により、一層質の高い効果的な教育がなされ、成果が結実することが期待される。

○ 入学選抜試験合格者が東京の法科大学院に流れてしまうことと、入学志願者減はまことに残念であるが、一法科大学院が食い止められる問題ではない。

しかし、東北大学法学部の学生には東北大学法科大学院の宣伝が行き届いているのだろうか。東京の大多数の法科大学院より貴校の方がはるかに利点があるように思うのだが。学部学生に対しては、東京の法科大学院だからといって有利な情報がある訳ではないこと、24時間オープンな法科大学院施設に近接した安価な住居が得られる仙台は東京に住むより勉強時間をたくさん確保できる点からだけでも有利であること、を強調して貴法科大学院に勧誘すべきと思う。

○ 教員配置については、行政法と民訴の担当専任教員数が相対的に少ないことが気になる。

○ 授業アンケートや授業参観はマンネリ化している法科大学院が多い。どのようにPDCAのサイクルに乗せるかが問題である。

おそらくFDの内容も理想に燃えていた発足時と異なり、司法試験合格率の締め付け強化と法曹志願者の激減の時代にはそれに合った教育方法を考えなければならないのではなかろうか。司法試験対策と理想の法曹教育とをどのように折り合いをつけているのであろうか、資料からは分からなかった。

○ 教育目的の②⑥など具体的にどこでどう実施されるのかわかりにくい。

○ 全国的には合格者を受験者の二分の一以下として質の確保をするというポリシーがあるやに聞くが全く合理性は認められないのではないか。学生の選抜に当たっての学校の自由度を上げるべきではないだろうか。

○ いわゆるFDについても形骸化は否めないところで、実情に合った改善を検討すべき時期に来ているように思う。

評価項目3. 教育内容 (大変良い:2名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

- 1年次法学未修者に対し、法律学の基礎を学ぶ「法律基礎演習」「法学の基礎」を新設し、2年次において、科目横断的な「実務公法」「実務民事法」などを配置し、総合的な理解力の習得をめざしている点は高く評価できる。また、文科省のコアカリキュラムも視野に入れた授業内容となっており、外国法や展開先端科目の配置・授業内容も充実している。
- 既修者入試の法律科目が7科目であることは王道であり是非維持してほしい。(4科目、3科目にしている法科大学院が多い。)
- 各年次進級試験を導入していることは良いことである。
- 授業科目は、司法試験科目に集中することなく幅広い法律を学ばせる仕組みになっている。法曹史の科目もユニークで大変よい。外国法科目が充実していることも大変よい。「展開・先端科目」を装って法律基本科目を教えているような科目もまったく見当たらない。
- キャリア支援のための説明会に企業法務部長を招いたことは良いことである。企業は今後の修了生の有力就職先となることが予想される。

【今後の課題等】

- 各年次進級試験を導入していることに関して、過重平均 65 点が適切かどうかは資料からは分からなかった。
- 臨床科目も充実しているが裁判演習以外の受講者数が少ないのが気になる。
リーガルクリニックは実務家教員まかせではなく、研究者教員も参加することを検討してはいかがか。
エクスターンの2単位が履修制限の上限には含まれない(シラバス2頁)という趣旨はよくわからない。
- 法文書作成科目がないが、最近の学生の文章力の弱さをみるにつけ、根拠を示して主張を相手に正確に伝える文章作成に特化した訓練が必要ではないか。シラバスをみた限り、起案を行わせる科目は散在しているがそれで十分かどうか、授業を見ていないので判断できないが、不足ではないかとの印象を持った。
- 実務公法と実務民事法の成績評価を含まれる各科目の成績の単純平均とするなら、実務憲法、実務行政法、実務民事訴訟法・・・と分解してもよさそう。単純平均した場合に民法がボリュームの割に成績評価における重みが少なくならないか。シラバスからはそれぞれ2科目と3科目を総合する目的が見えなかった。実務刑事法は刑法と刑事訴訟法の試験結果をどのように総合するのか、シラバスからは良く分からなかった。
- 民事法発展演習、刑事法実務基礎演習及び刑事実務演習 II は、シラバスからは具体的内容が分からなかった。刑事法実務基礎演習と刑事実務演習 II はシラバスの内容が全く同じである。
- 司法試験合格という学生の最大関心と齟齬はないのだろうか。受験科目でないモチ

バージョンが持ちにくいのは現実と思われる。学生からは受験科目でないが関心を持って取り組んでいるとの声もあったが少数派であるように思える。

○ 予習復習の徹底も発足時の理念のように思うが、学生に主体的に（自分の判断で）使える時間を当てることも大事ではないか。

評価項目 4. 教育方法 (大変良い：1名、特に問題はない：2名)

【評価すべき点】

○ 研究大学院後期課程の学生や研究大学院修了の助教による TA 制度が非常に充実しており、少人数で双方向的な授業の支援として高く評価できる。

また修了生に対する施設利用やオフィス・アワーの利用など手厚い支援がなされている点も高く評価できる。

履修状況をみても、医事法、社会保障法、少年法など司法試験の領域を超える展開先端科目の履修者が多く、「主体的な学習」がなされている証左といえるのではないだろうか。

○ 教育方法については、授業を実際に見ないと分からないが、自己評価報告書の記載からは特に問題は見当たらない。学生面談において、学生も、貴法科大学院の教育方法、内容と環境に満足している様子であった。

自習室の 24 時間稼働は珍しい。

○ 司法試験合格という学生の最大関心に即し、学生側は教育方法にどのような感想を持っているのであろうかという点で学生の声を聴いたが、おおむね納得しているとの印象であり、また学習環境には非常に恵まれていることが見て取れた。

評価項目 5. 学業の成果 (良い：2名、特に問題はない：1名)

【評価すべき点】

○ 平成 25 年度の司法試験合格者数は 42 名、合格率は 26.42% で、いずれも全国 10 位と健闘している。学生の授業評価でも 7 割近い学生が肯定的回答をしていることからすると、学業の成果として評価できる。

【今後の課題等】

○ 定員数を50名に絞り、徹底した少人数教育を志向する平成26年度以降においては、首都圏法科大学院を凌駕する合格率ベスト5以上(合格率40%超)の実現が期待される。

○ 原級留置者数が多いのは、厳格な成績評価の結果と見るべきか、優秀な人材を集め切れていないと見るべきか。

司法試験は法科大学院修了生の法曹としての能力の一部を計る試験であるから、あまり司法試験にこだわることも問題であるが、悩ましい問題である。これだけの高い質の教員を揃え、シラバスから判断すると充実した授業をしているのに、効果が伸び悩んでいるとすれば、優秀な人材に逃げられているとしか考えられない。仙台の安い生活費と短い通学時間(相対的に増える勉強時間)のメリットを考えるなら、首都圏の法科大学院に行くことは得策ではないと思うのだが。

○ 司法試験合格者の増減についての原因の検討などはされているのであろうか。司法試験にこだわるのも問題であるが、合格者が減れば、直ちに質のいい志願者も減るというのは現実であり、頑張らざるを得ないと思う。質のいい志願者を十分に得られない(ともすれば東京に出てしまう)状況は分かったが、何らかの歯止めをかける努力を期待したい。

評価項目6. 進路・就職の状況 (良い:2名、特に問題はない:1名)

【評価すべき点】

○ 法曹以外の道に進んだ修了生の進路を把握していることは非常によい。法曹以外の進路も堅実な就職先が多い。

【今後の課題等】

○ 裁判所書記官や公務員など、法科大学院修了者の進路も若干ながら選択肢が増えつつあるようである。平成24年度、25年度の未修者合格率が8.7%、12.50%と低位であることを勘案すると、進路の把握だけでなく、学生支援も必要になってくるのではなかろうか。26年度の改革によってこの点の改善も期待される。

○ 修了者数に対する司法試験合格者数の割合はでこぼこはあるが漸増傾向にあるように見受けられ、将来に期待が持てる。特に平成25年度の成績は良い。それでも全国10位である。首都圏以外の大学としては京都大学、大阪大学、神戸大学に次いでいる。少なくとも神戸大は追い抜きたい。

○ 諸事情から結果として司法試験以外の選択肢を選ぶものが出てくるのはやむを得ないとして、回数制限も緩和されたのであるから。卒業生全員合格の旗は降ろすべきではないように思う。

評価項目 7. 改善への取組状況 (大変良い：1名、良い：2名)

【評価すべき点】

○ 平成26年度の定員削減と併願制導入は改善のための大きな改革であり、TA制度の充実や、施設利用、カウンセリングなど教育内容・体制の全般的な学生支援取り組みは高く評価できる。

○ 本法科大学院の特徴は、優秀な教員を揃えており、科目配置も正統的なものであり、法学教育の王道を行っている。これが本法科大学院の特徴であろう。第三者評価が優れた点とした奨学金制度などは些細な問題である。

厳格な成績評価をし、厳しい進級制度を取り入れたことは大変によい。その結果、修了生の質の保証が担保されたと自己評価しているが、たいへんに結構なことである。

【今後の課題等】

○ FD活動は、第三者評価が授業アンケートや授業参観を求めるという問題はあるが、授業アンケートや授業参観はマンネリ化しているのではないかと想像する。

それより、試験技術を追うような姑息なことをしないで司法試験合格率を上げる方法を真剣に討議した方がよい。

大陸法の授業で、ソクラテック・メソッドがどの程度有効なのか、そもそもアメリカのソクラテック・メソッドあるいはケース・メソッドとはどういうものかの検討も必要であろう。

また、法律は複雑な現実事実のコンテキストの中で使うものなので臨床教育が大変に有効であるとアメリカでは言われているが、その活用方法などをFDの一貫として検討した方が生産的であろう。

○ 成績評価も期中の小テストを考慮要素にしているが、小テストは学生がなにが分かってなにが分かっていないか、ということを知って教育の改善につなげるためのテスト（いわゆる形成的評価）であるとすればそれを成績評価の材料にすることはおかしい。小テストのあり方などもFDの問題になるように思う。ただ、この点については、教員との面談では、自学自修の達成度を試している、という説明があり、そうであれば問題はない。

○ 改善への取組への熱意は感じ取れた。具体的結果を出していくことを期待したい。

評価項目 8. その他

【今後の課題等】

○ 予備試験の存在感が増している。平成25年度と26年度を比較すると、予備試験出願者184名→251名(36.4%増)、最終合格者120名→163名(35.8%増)、大学在学学生合格者41名→47名(14.6%増)、法科大学院在学学生合格者33名→72名(118%増)(平成25年度法務省、平成26年度法務省)、最終合格者に占める予備試験合格者の割合5.85%(120/2049)→9.00%(163/1810)となっている。受験回数制限の緩和もなされたが、司法修習終了後の進路について、巷間、予備試験で合格する若年学生に注目が集まっているとの噂も耳にする。

司法修習貸与制もあって、時間・コストをかけずに最短の合格ルートを目指するのも理解できないわけではないが、こうして輩出される法曹は時代の要請・期待に応えられる資質を十分獲得しているといえるのだろうか。

現代の複雑な価値状況のなかで、的確な行動と判断力が求められる知的リーダー(法曹)を養成していくには、貴法科大学院の目指す「優れた法曹」養成プログラムが益々重要になってくるように思う。土台の脆い構造物の危うさは学問のピラミッドにも言えることであり、貴法科大学院の奮闘が一層期待されるところである。

IV 総評

【評価すべき点】

○ 現代において高等教育機関は、教育体制、教育内容等に限らず、全てにわたって開かれた存在であり、かつ透明性を有していることが要求される。この要請に応えることによって、知的エリート養成機関としての信認と正当性を得ることができる。

貴法科大学院が設置する第三者評価委員会は、政官界・法曹界・実務界などから委員を求め、時代感覚を問い、法科大学院の在り方や法曹養成の在り方を外在的に検討する貴重な仕組みだと思う。こうした取り組みによって、高等教育機関に求められる透明性・信認を得、ひいては貴法科大学院の存在感が益々高まると思われる。

○ この外部評価についての問題は、評価員としては時間的制約からの情報不足である。他方、よい点は法令に定める第三者評価の固定化された定量評価項目と視点ばかりではなく、自由な視点から定性的な問題についても意見を言えることである。

たとえば教員のレベルなどは第三者評価では過去5年間に論文を1つ以上書いたかといった形式審査による教員適格の有無だけしか評価できないが、貴校は優秀な教員を揃えていることが論文や学会報告等の情報から分かっているので法科大学院の一般的レベルに比して大変すぐれていると評価できる。

○ カリキュラムについては、多くの法科大学院では、入学者のレベルの低下に合わせて既修者試験科目を減らしたり、基本を教える授業を増やしたりする結果、2年次3年次科目にしわ寄せがきて体系的な教育にほころびが生じているところが多いが、貴校にはそれがない。正攻法のカリキュラムを組んでいることは大変よい。

【今後の課題等】

○ 法令に定める第三者評価は、注意しないと余計な事務負担を教員と職員に課すことになる。また、法科大学院ができてから法学部教員にくらべ法科大学院教員は雑用の増大のために非常に研究時間が少なくなったように感ずるが、その責任の一端が第三者評価にあるとすれば、法科大学院として第三者評価に対してメリハリをつけて対処する必要があるということになる。むしろ第三者評価に対する法科大学院の批判を聞きたい。

○ 日本の法科大学院に対する逆風はやみそうにもない。最近の法科大学院関係者は、法曹志願者の激減と法学部進学希望者の減少と司法試験圧力という目前の大問題に対処することで精一杯である。法科大学院発足時の法曹関係者の理想の法曹教育への意欲と熱はすっかりどこかへ行ってしまった。

法曹離れと法学部離れは法科大学院以外のところに原因があり、法科大学院だけでどうできる問題ではない。逆風の中で、貴校のような伝統ある法科大学院のみがあるべき法曹教育を犠牲にせずに、なんとか逆風に立ち向かうことができる。頑張ってください。

○ 書面資料による、教育についての外部からの評価は困難（実質的に不可能ともいえる）であり、第三者評価で教育の一定レベルを確保するという発想自体がその当否を問われている印象がある。

- 法科大学院を中核とする法曹養成という理念自体もがけっぷちに来ていると思える。

資料

平成 26 年度東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員

外部評価委員（3名） ※五十音順

- ・角山 正 （弁護士・元仙台弁護士会会長）
- ・柏木 昇 （東京大学名誉教授）
- ・酒井 久雄 （株式会社有斐閣顧問）

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求め、施設等の調査をすることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、第2条第1項第1号および同項第2号に定める事務を行うため、評価委員が出席する会議を開催することができる。

（2）委員は、前項の会議に出席しない場合であっても、文書を送付するなどの方法によって、会議において意見を述べることができる。

（3）評価委員会は、専攻、学部ごとに、評価を実施することができる。専攻、学部ごとの評価については、評価委員会の一部の委員によって評価を実施することができる。

（4）第1項及び前項の会議には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

（委嘱）

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（外部評価（第三者評価）内容の公表）

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、

ホーム・ページ等で公表する。

(報酬)

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

(2) 前項の詳細は、別途定める。

(外部評価(第三者評価)補佐委員会)

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価(第三者評価)補佐委員会(以下、「補佐委員会」という。)を置く。

(2) 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則(平成20年9月10日改正)

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日改正)

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月16日改正)

この内規は、平成21年12月16日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則(平成23年7月20日改正)

この内規は、平成23年7月20日から施行する。

附 則(平成24年12月19日改正)

この内規は、平成24年12月19日から施行する。